

令和4年度第2回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日 時 令和5年2月6日（月）午後2時

場 所 県庁舎18階 1803会議室

出席委員

小貫 勅子 委員 東北大学キャンパスデザイン室 特任講師  
京谷 孝史 委員 東北大学大学院工学研究科 教授  
須藤 康英 委員 公認会計士  
富田 真 委員 東北学院大学法学部 教授  
内藤千香子 委員 弁護士  
丸山 水穂 委員 弁護士  
山本 琴枝 委員 仙台商工会議所 常任委員  
◎吉田 浩 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授

（◎は委員長）

（齋藤 幹治委員，高橋雄一郎委員は欠席）

**1 開会**

**2 挨拶**

会計管理者兼出納局長（略）

**3 議事**

**（1）発注工事等の抽出事案の審議について**

**抽出事案1 宮城第一高改築工事監理業務委託**

**○内藤委員**

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

抽出の視点は，随意契約で予定価格が高額であり，かつ，落札率の高いものということで，抽出しました。

本件業務において随意契約の締結が可能であり，一般競争入札，指名競争入札より適切・相当と判断された理由を教えてください。

見積書は1社から徴収しているようですが，これは設計業務を受託した業者でしょうか。1社とした理由を教えてください。

2点目ですが、宮城第一高改築設計の設計者選定については、公募型プロポーザル方式を採用しているようですが、設計者選定方法を公募型プロポーザル方式としたことと、監理業務を随意契約としたことは関係があるのでしょうか。公募型プロポーザルの場合には選定された設計業者に監理業務を委託するしかないということであれば、監理業務の入札については、透明性、公正性、競争性の確保がなされるのかという疑問が成り立ち得るのではないかと思います、質問事項といたしました。

3点目として、落札率が99.5%と高率になっている理由が推察できれば教えていただきたい。随意契約では予定価格が公表されていないところ、監理業務という業務委託の算定幅が大きな業務において、高率の落札率になっている理由は何か、教えていただければと思います。

#### ○営繕課

(抽出事案説明書により説明)

#### ○内藤委員

2点確認させてください。質問(1)の1の部分です。

随意契約を適用した根拠について、地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号を挙げていらっしゃると思いますが、この第2号は不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときとなっているかと思いますが、本件監理業務は、その性質又は目的が競争入札に適しないという場合に該当するのか疑問に思いました。

むしろ第2号ではなく、第6号の競争入札に付することが不利と認められるときなのではないかと思いましたが、これは第2号に該当すると判断された理由は、こういった点になるのでしょうか。

#### ○営繕課

与条件等を踏まえての設計という行為があり、今回は改築工事ですので、現場の学校、それを所管している教育庁などと、その現場の状況等を綿密にヒアリングするなどの作業を踏まえて、設計成果品として、積み上げていくということから、いわゆる競争での不利というその一定の条件というよりは、現場の状況を把握する等の積み重ね、そういったものが、独自性が高いため性質または目的から競争入札には適しないと考えたところでございます。

#### ○内藤委員

その性質または目的というのが、今おっしゃったところで、どの部分に当たるの

か。

**○営繕課**

自治法施行令の第167条の2第1項の2号で明記されているのが今委員おっしゃったとおり物品の製造，修理，加工又は納入，物品の売払い，その他の契約でとなっており，最後の「その他の契約」に含まれるものとして該当すると考えております。

**○吉田委員長**

宮城第一高校というのは，高校の校舎ですよ。高校の校舎において特に難易度が高く，高度な技術が要求されているというところが最初の根拠になっているようですが，設備においてこの宮城第一高校の極めて特殊な校舎であるというところ，具体的に，何か教えていただけますでしょうか。

**○営繕課**

工事監理においては，設備部分を抜き出してということではなくて，建築全体の計画，そのプロセスなどを指しております，イメージされた建築設備で特別なものといった観点とは少々違うものと認識しております。

**○吉田委員長**

ご説明の中で「設計の難易度が高く高度な技術が要求される業務であって」と公募型プロポーザル方式の根拠として書かれている。すべてはここから始まっているのではないですか。

**○営繕課**

そこは建築全体を捉まえての話でありまして，建築設備というのは建築物と一体になっているという中で，この計画をまとめるにあたっての発想なり，解決方法についての要求であると，捉まえているところでございます。

**○吉田委員長**

例えば校舎が総ガラス張りになっているとか，生徒さんの中に体の不自由な方がいて，バリアフリーのために，多数の箇所を工夫しなきゃいけないとか，極めて軟弱な地盤に校舎を建てなければならないとか，何か通常とは違うところがあったから，この話になっていると思うのですが，「総合的に」というお話ですけど，何か1点か2点か3点か，違いがあるから始まっていると思うのですがそこはどうなのでしょう。

**○営繕課**

今回の場所で言いますと、既存の校舎がある中での建て替えという制約や、周辺環境等を含めてですけれども、道路事情があまりよろしくない、あまり広くないといった敷地状況の中で、伝統のある校風等を加味して設計をまとめていくというところから、「校風」という捉まえ方をしているということでございます。

**○吉田委員長**

伝統のある校風を実現するために極めて特殊な設計、どこの校舎でも同じじゃないですか。その特殊性についてのご説明はどうしても納得いかない。

**○営繕課**

与えられた敷地の状況の制約や、これまでの高校の中の運営、行事運営を引き続き確保していくとか、そういったものも含めて、総合的なものと考えておるところでございます。

**○吉田委員長**

設計者の提案によって、その現場の打ち合わせを重ねるとか、施工において道路が狭隘であるとか、設計者の意向を工事に反映する必要がある。これ、どんな工事でも当たり前の、普通のことなのではないですか。どこでも起こりうることで、施工における意向を満たすために、設計者であることが問題解決の絶対的不可欠な要件であるようにおっしゃっている点が伝わってこないのですが、そこはどうなのでしょう。

**○営繕課**

打ち合わせや、設計成果品等をまとめていく中での話し合いの過程や、ヒアリングの過程、そういったものを反映するものは、かなり設計者の情報量としての優位性は働くものではないかと考えております。

**○吉田委員長**

もしご説明のとおりだとしたら、ほとんどの工事を、設計した人が受け入れなければいけないということになってしまいますが。

**○営繕課**

設計ですが、ピンからキリ、小規模なもの、それから比較的軽度な改修から、今回のように大規模で制約条件があるようなものなど、内容に程度がございますので、

一概にすべてどちらかに極端に振れるものではなくて、誰でも可能というものと、設計者の方がより期待できる、適切だという場合と、その案件ごとというものは出てくるものと認識はしております。

#### ○吉田委員長

最初の質問に戻ってしまいますが、今回の案件で決定的に重要なところというのは、何だったのでしょうか、この工事における特殊性というのは。

#### ○営繕課

特殊性といいますか、現場の状況も踏まえての計画のあり方の中で、プロポーザルの時にいくつか計画にあたっての技術的提案を評価テーマとして求めている経緯があります。敷地の有効活用と既存施設を考慮した配置計画、進学重視型単位制、学校の特色に対応するための設計上考慮すべき事項というものも提案として求めながら、それを踏まえて設計された中で、具体的に現場の方とヒアリングをしてまとめていっているところから、限定性はあるものと考えております。

#### ○富田委員

回答の中で、共学化や進学重視型単位制と書かれていますけれども、これは直接設計の問題と関わってくるのでしょうか。

具体的に様々な要望も加味した設計だと書かれていますけれども、そういった説明をされるのであれば、具体的にどういったことを検討してそれが設計にどんな形で反映したのかということまで書いていただかないと、私たちは全く分からないんですね。具体的に見て検討する術がないので、そのところを説明していただければ、もう少し具体的にお願いできますでしょうか。

#### ○営繕課

様々な要望を加味した設計につきましては、各学習スペースを効率的に移動できる空間構成、近隣の住環境に配慮する屋内運動場の反響音の考慮、本工事により整備する色味的なものとの調和ですとか、様々な要望を加味した、ということでございます。

#### ○富田委員

別の業者さんに対してでも、そのような具体的な案をお持ちなのであれば協議する中で一般的な事項としてお伝えして、それを設計に反映することは不可能ではない気がするのですが、その点は違うのでしょうか。

### ○営繕課

設計の中で、成果品があるのですけども。設計図というイメージですね。それらに表現しきれない部分的なところ、100%完全ではないところがありますので、そういったところを、工事をしながら進めていく中で、設計者の情報での対応というものを考えますと、これらについては、競争性までは求めない随契が相当と考えているところがございます。

### ○京谷委員

建築というのは総合的なもので、いろんなところを加味してコンセプトがあって、こういうことを考慮してとか、回答にあるような進学重視型とか共学化とか学習環境、そういうことに対応した環境の整備をこう考えると、全体の校風とかそういう見えないものを建築物に表していく、設計の思想、設計者の考えが大事なのだろうなと思います。ではそれをどこが特殊なのかと言ったときに、説明がまごついてしてしまうのは仕方ないようなところがあるように思います。

公募型プロポーザルで設計者がこういうことを考えて、こういう要望に対して我々はこう考えてこういう設計をする、という参考資料があって、特殊性、工夫や、その工夫を採用したってという説明をいただくと、先ほどの委員長や富田先生の質問に答えることになるのではないかと思います。

### ○小貫委員

伝統だとか校風、それから様々な要望は、設計の段階で設計の中に基本的には盛り込まれている内容だと思います。それを実現する施工段階に入った時に、どう調整していくかというところが、この監理業務という形になってくるかと思います。

実際工事に入ってから、収まりですとか、先ほどお話もあったような色味、富田委員から指定しておけばいいのではないかというお話があったかと思いますが、実際にその現場、場所で、色見本を見たりしながら決めていく、それをトータルで監理まで行うことで、元々の設計の意図というものが伝わるというところがあると思いますので、監理自体を設計者と同じ設計事務所が行うということは、私は建築設計上、特にこういったプロポーザル、提案型で、形態・デザインも含めて提案をいただいた場合には適切な形だろうとは思いますが。

ただご説明が、建築以外の方に分かりやすいように説明していただけると良いのではないかと思います。

### ○営繕課

今小貫委員がおっしゃっていただいたように、設計者本人が把握しているものとか、工事中の内容についての判断というのは密接不可分な要素が強いのではないかと

というところでございます。

説明がなかなかご理解いただくようにスムーズにできないことについては、お詫び申し上げるところでございます。

プロポーザルの方を顧みますと、先ほど言ったテーマ等につきまして、進学重視型等については、移動の多さ・複雑さを念頭に置いてそれを解決していくような提案、行事等については、中庭で、既存で利用していた体育館との連携を見据えた提案等がなされています。現在の校舎の使われ方などを丁寧に分析しながら今後の計画につなげていくということを踏まえて設計をまとめて、それらを成果品の中で、工事の方に適切に反映していくというところから、その設計者への工事監理委託ということが適切なものと考えているところでございます。

#### ○小貫委員

こういった改築などの新営工事の場合には、基本的には監理を設計事務所に出しているというのが一般的なのでしょうか。

#### ○宮繕課

そうなります。

#### ○小貫委員

先ほどのような理由で、この規模のものであれば、設計の意図、それから最終的な調整を踏まえて、当初の設計事務所が請負うことが妥当だと私も思いますが、その業務自体を設計の業務と一緒に発注することは難しいのでしょうか。

#### ○宮繕課

工事監理業務の委託料は、工事規模・用途等を基に算定しますので、設計段階で委託料を明確に決められる状態にはなっておりませんので、今回のように分けて発注するスタイルになっております。

#### ○小貫委員

分かりました。ただ、結局設計者に発注するのであれば、最初に一緒に発注できると良いのではと思ったのと、随契の場合の見積合わせですが、今回は14回も行って何とか県の要望の額に収まっているという状況です。競争入札ですと、予定価格が公開されていて、その中に収まるように皆さんが応札してくると思います。以前にもお伺いしましたが、なぜ最初から予定価格をお伝えして、調整することができないのか、14回も見積合わせをして、やっと落ちて99.5%という形になっていて非常に効率的ではない気がしますけどどのようにお考えでしょうか。

**○契約課**

随契の場合の見積合わせの回数につきましては、特に規定はされておられません。逆に建設工事等で予定価格を事前公表する入札につきましては、1度の入札で行っているというものでございます。見積合わせの場合につきましては、相手方の応札の意思を確認した上で、次の見積合わせを行うかどうか決めて、行うようにしております。ですから業者さんによっては、これ以上は利益が出ないなど、金額の折り合いがつかない際には、応札をやめるといった判断をすることになると思われま

**○小貫委員**

制度上はそうなのだろうと思いますが、一般競争入札の方法と今回のこの随契の見積合わせという方法の間に、非常に無駄に感じる部分や矛盾している部分もあると思いますので、もう一度制度設計をご検討いただければと思います。

**○契約課**

随意契約の見積合わせについては、もう少し検討させていただきたいと思

**抽出事案2 高砂コンテナターミナルガントリークレーン3号機更新工事**

**○丸山委員**

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

非常に高額な工事で、1者のみ入札で落札率100%となったことについての理由と、このような結果は当初から予想できるのかお聞きしたい。もし予想できるのであれば、入札者は多い方が良くと思いますので、何か対策を考えられるものなのかお聞きしたいと思

**○港湾課**

(抽出事案説明書により説明)

**○京谷委員**

質疑1の回答の、「入札参加者からの技術提案をもとに予定価格を作成する」という方式というのは、一般競争入札という方式を指しているのでしょうか。

**○港湾課**

そのとおりでございます。



**○京谷委員**

いつもこうやって提案者からの技術提案によって予定価格を作成しているのでしょうか。

**○港湾課**

今回の高度型と呼ばれるものが対象です。一般競争入札すべてではなく高度型のみでございます。

**○京谷委員**

非常に特殊な構造物で、あまりないですね。そういうことなら納得できました。

**○小貫委員**

先ほどの質疑1の回答で、入札参加有資格者が2者とありましたが、これはもう地域要件もなかったので全国でこの工事ができるのは2者だけということなののでしょうか。

**○港湾課**

全国では、明確にこの工事ができる業者というのは決まっていますが、ここ10年間で、全国の港で同規模のガントリークレーン工事を施工しているのは、今回受注した三井E&Sマシナリーさん。あとはJFEエンジニアリングさんを含め、4社程度しかいない状況です。

今回このうちの2者が、この高砂コンテナターミナルの工事に応札したいと、参加申請がございました。

**○山本委員**

2者のうち、1者が入札を辞退した理由は何なのでしょう。

**○港湾課**

JFEさんの方からは、都合により入札を辞退する旨の辞退届が出されています。

この入札以前に、他自治体の発注工事におきまして、最低制限価格の情報を入手して工事を受注したとして、JFEさんに対して全国の自治体が指名停止という動きになり、それを踏まえて、入札の前にJFEエンジニアリングさんの方から辞退届が出たものと認識しております。

#### ○吉田委員長

入札参加有資格者が2者とありますが、この参加資格を決めているのは、県のルールによるものなのですか？つまりこの1者になったのが、県が設定している入札の資格が付与されるか否かという要因と、実際に技術的にできるかできないかという要因があると思うのですが。形式要件として県はどのようなルールでこの2者のみにしたのでしょうか。先ほど4者ほどいるというお話でしたが。

#### ○港湾課

今回は総合評価の高度型ということで、ガントリークレーンの高さですとか、コンテナ船18列対応などの条件を提示し、まず入札公告にかけさせていただいて、この条件で工事ができる方は手を上げてくださると、入札公告して募集しました。その中でできるとお申し出があったのは、2者でございます。その各会社の技術やこれまで問題を起こしていないかなどを確認して、2者が応札可能ということで決定し、その後、県が求めておりますライフサイクルコストなどの技術提案を受けて、それに対して、予定価格を決めて、予定価格を公表して再公告をかけて、応札を受けるという形になっております。

最初の段階で2者から応募がありその会社がエントリーをして、最終的には2者応札しようとしたけれども、1者が辞退をしたという形になっております。

### 抽出事案3 渡波漁港神明物揚場災害復旧（その3）工事

#### ○丸山委員

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

予定価格が3,200万円と比較的高額な工事について、指名競争入札方式がとられていて、指名業者も20あった中で、結局1社のみが入札で落札率が100%となったことについて、その経緯や理由をお聞きしたい。

#### ○東部地方振興事務所

（抽出事案説明書により説明）

#### ○丸山委員

再度発注する場合は、例えば予定価格を少し上げるのですか。それとも、前と同じなのですか。

#### ○東部地方振興事務所

基本的には工事内容は変えません。ただ不調が続きますと日付がずれていきます

ので、月ごとの積算の単価が変わる場合がございますので、工事予定額が若干、変わる場合もございます。内容は変わりません。

#### ○富田委員

地域を拡大しても応札が見込めないのも、最終的にこのような経緯になったと説明がありましたけれども、この工事自体は内容としてはかなり難しい工事に当たるのでしょうか。工事そのものはそういった理由もあって、このような形で業者さんが絞られたケースということなのでしょうか。

#### ○東部地方振興事務所

工事そのものは、漁港工事としてすごく高度なものというわけではございません。ただ、漁港工事の特性上、どうしても海からの仕事もございますし、漁協とか漁業者の方々、通常の内陸の方の仕事と違って、特定的な方々の調整がありますので、漁港周り、港湾周りでの仕事をした経験というのは大きな強みにはなるかと思っております。

#### ○富田委員

20者あった中から最終的に1者になった経緯のところ、何かその間に、特殊な事情、あるいは推察されるべき事情というのは何かあったのでしょうか。

#### ○東部地方振興事務所

これは私どもとしては分かりかねる部分ではございますが、先ほどご説明差し上げたとおり、やはり8箇所の工区を一つの工事として発注しておりますので、端的に言って手間がかかるということで、20者指名したけれども、あまり魅力を感じてもらえなかったのだらうと思っております。これは応札される方々の判断だとは思いますが、工事としては普通の工事以上に手間がかかるから敬遠されたのではないかと思っております。本当のところは分かりかねますけれども、他の事例も考えると、この金額で8箇所の工事というのは、金額に見合わず手間がかかって、あまり魅力がないのかなと思っております。

#### ○富田委員

割に合わないというお話であれば、その価格をどうするかということについて、業者さんが受けやすいような形で、もちろん合理的な範囲や制約があるのだと思えますけれども、内部でそのような議論は行われているのでしょうか。

**○東部地方振興事務所**

はい。8箇所にて点在している工事ということで、そのための積算制度がございます。通常の工事以上に、現場管理費等について8つの工事それぞれを別の工事として積算して、通常よりはその分を多く見込んだ形の積算にはなっております。それでもやはり手間がかかるということなのかもしれませんが、発注の段階でもう少しロットを大きくする等の検討もしておりますが、今回この場所については渡波漁港分として、1工事で発注したという判断でございます。

**○京谷委員**

今の説明を聞くと、美味しくなさそうで食べたくないけど、満額なら食べてあげてもいいかということで1者応札の100%と説明されたと思うのですが、もう少し、それでは見合わないというところも考えてあげなくてはいけないような事案なのかなと思いました。今富田先生おっしゃったとおりだと思います。

**○吉田委員長**

前回の委員会の時に難工事の話が出てきまして、ただ難工事に指定するためには難易度が高くないと指定できないので、今日の説明ではそんなに難易度が高い工事ではなく、単に点在していて、美味しさが無い工事。

**○京谷委員**

不調が続くという場合もそうです。不調が続いた場合は、いろんな意味で、ややこしい工事ということで、難工事として見直す。

**○吉田委員長**

入札調書に20者列挙されていますが、こちらから指名しているのに、失格という業者が5者ありますが、失格というのはどういったことなのでしょう。

**○東部地方振興事務所**

辞退は「辞退します」という意思表示をしたところ。失格は、その意思表示もなかった場合です。

**○吉田委員長**

欠席のような感じですか。応答なし。手続きせず。

## 審議再開・委員会からの意見まとめ

### ○吉田委員長

委員会で検討した結果を申し上げます。

事例1については、「意見有り，要改善」となりました。

建築物の設計と施工においての一体性の必要性は，委員の間でも話し合っ理解できたのですが，この事例において契約の正当性が確認できるための具体的な事実の提示が不十分であったと思われました。

説明責任を果たしていただけるように，資料の確保と整理を契約段階から意識して進めていただきたい。

また，見積合わせが多数回繰り返されていることにつきましても，契約の効率性ということからすると，再度改善点を検討していただきたい。

事例2については，指摘事項はございません。

技術的に特殊な構築物であり，かつ，他社が指名停止による辞退という特殊な流れの結果として，1者入札となったことに鑑み，やむを得ぬことだと判断いたしました。

事例3につきましても，指摘事項はございませんが，付帯意見としまして，入札が不調であるという中で，20者のうちで1者しか最終的に応じないということは好ましくないと考えますので，このような入札不調という事態に陥っている時には，まず契約条件の妥当性をもう一度確認してみる，あるいは難工事指定という形あるいは特殊な事態の指定を通じて，応札がスムーズに行われるような工夫をしていただきたい。

## 4 報 告

### (1) 前回の委員会での意見への対応状況について

#### ○小貫委員

意見1の方で，国については難工事等の取り組みをしているということですが，県では今，国が行っているような工事に対して，今後どういった対策を考えていくか，何か検討されていますでしょうか。

#### ○契約課

県としましては，不調率がかなり改善してきており，徐々に震災前の水準に近づいているといった状況にあります。そのため，国の方で行っております難工事指定につきましては，今後の状況を見ながら考えて参りたいと考えております。

○小貫委員

先ほどの、抽出案件の3番のようなこともあるので難工事指定などについても併せてご検討いただければと思います。

○契約課

今回もこのようなご意見いただきましたので、難工事指定につきましては適宜検討して参りたいと考えております。

- (2) 建設工事等に係る入札・契約制度の改正について
- (3) 令和3年度の入札執行の状況について
- (4) 令和4年度の入札執行の状況について
- (5) 入札方式別発注工事について.
- (6) 入札方式別発注建設関連業務について
- (7) 指名停止の措置状況について